



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
7月5日
第526号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 2
- 刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間(水産課) 3
- 道路区域の変更(道路保全課) 3
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項に基づく道路の指定(道路保全課) 4

○ 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課) 4
- 令和7年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告(イノベーション推進課) 5
- 県営土地改良事業に係る換地計画決定公告(耕地課) 6

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(南部) 6

○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(東近江) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(南部) 7

○ 公 安 委 員 会 告 示

- 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく船舶の航行に関する制限の指定(地域課) 7

告 示

滋賀県告示第231号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
兆生園 ショートステイ	甲賀市水口町 今郷1032番地の25	社会福祉法人天地会 理事長 青木建亮	甲賀市水口町 今郷1032番地の25	介護予防短期入所生活介護	2571400049	令和6.6.30

滋賀県告示第232号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
多機能型事業所大空一そら一	蒲生郡日野町上野田273番地2	社会福祉法人わたむきの里福祉会	蒲生郡日野町上野田805番地	生活介護	令和6.7.1	2511500239

滋賀県告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
グループホームかすみ草	東近江市中小路町658-1	株式会社ポルクス	東近江市中小路町658-1	短期入所	2510500842	令和6.6.30
グループホームかすみ草	東近江市中小路町658-1	株式会社ポルクス	東近江市中小路町658-1	共同生活援助	2520500386	令和6.6.30
あったかグループホーム	栗東市坊袋102	社会福祉法人よつば会	草津市南笠町891番地	共同生活援助	2521200036	令和6.6.30

滋賀県告示第234号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ湖南岩根店	湖南市岩根4580番地	薬局	田中祥太	令和6.3.1
アウル訪問看護ステーション滋賀	守山市守山一丁目6番11号ドマーレ清水702	訪問看護	—	令和6.3.1

滋賀県告示第235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
-----------	----	-----	-------	--------	-------

育成医療・ 更生医療	調剤薬局マリー マキノ病院前店	高島市マキノ町中庄473番地131	薬局	古谷善嗣	令和6.2.1
育成医療・ 更生医療	訪問看護ステ ーションひかる	甲賀市水口町貴生川二丁目62番 地グランパレス南海201	訪問介 護	—	令和6.2.1
育成医療・ 更生医療	調剤薬局ツルハド ラッグ湖南岩根店	湖南市岩根4580番地	薬局	田中祥太	令和6.3.1
育成医療・ 更生医療	アウル訪問看護ス テーション滋賀	守山市守山一丁目6番11号ド マーレ清水702	訪問看 護	—	令和6.3.1

滋賀県告示第236号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号に規定する刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
刺網漁業 (荒目小糸 網)(動力 漁船を使用 するもの)	177隻(者) 以下	—	—	規則別表第1に掲げる区域(琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ200メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。以下同じ。)	12月1日 から翌年 9月30日 まで	滋賀県に 住所を有 する者
刺網漁業 (荒目小糸 網)(動力 漁船を使用 しないもの)		—	—	規則別表第1に掲げる区域	12月1日 から翌年 9月30日 まで	滋賀県に 住所を有 する者
刺網漁業 (細目小糸 網)(動力 漁船を使用 するもの)		—	—	規則別表第1に掲げる区域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
刺網漁業 (細目小糸 網)(動力 漁船を使用 しないもの)		—	—	規則別表第1に掲げる区域	周年	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和6年7月5日から令和6年8月5日まで

滋賀県告示第237号

滋賀県道路公社が次のように道路の区域を変更したので道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和6年7月5日から令和6年7月19日まで滋賀県道路公社および滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	477号	守山市水保町字北川1161番1地先から	変更後	最小 12.2m 最大 42.8m	726.4m	道路拡幅工事に伴う道路区域の変更
		守山市水保町字北川1327番地先まで	変更前	最小 11.0m 最大 41.8m	726.4m	

滋賀県告示第238号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

この関係図面は、令和6年7月5日から令和6年7月19日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考
県道	彦根米原線	彦根市松原町字石持1880番5地先から彦根市松原町字矢倉3179番8地先まで	上下線	L=1,577.8m

公 告**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン近江八幡店 近江八幡市鷹飼町南三丁目7番
- 変更した事項
 - 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 梅田圭
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1ほか9者
 - 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 笹田賢一
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1ほか6者
- 変更年月日 アについては令和6年4月1日、イについては令和5年5月28日ほか
- 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の退店のため

- 5 届出年月日 令和6年6月17日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町小中1番地8
 - (2) 縦覧期間 令和6年7月5日から令和6年11月5日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和6年11月5日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 草津商業開発ビル 草津市渋川一丁目1番50号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号藤澤ビルディング5階 代表取締役社長 杉山忠雄ほか6者
 - (2) 変更後 株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号藤澤ビルディング5階 代表取締役社長 町野雅俊ほか6者
- 3 変更年月日 令和3年5月10日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和6年6月20日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和6年7月5日から令和6年11月5日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和6年11月5日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

令和7年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告

令和7年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験を次のとおり行います。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 養成科目 大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科およびデザイン科
- 2 募集人員
 - (1) 秋試験 各科合わせて10名程度
 - (2) 冬試験 各科合わせて若干名(秋試験の選考結果により冬試験を実施しない場合があります。)
- 3 研修場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場
- 4 研修期間 各科とも令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 出願資格 県内在住者または県内において窯業に従事している者もしくは従事しようとする者
- 6 受講料 月額4,250円
- 7 選考方法
 - (1) 面接試験

- (2) 作文
(3) 適性検査
- 8 選考日時および場所
- (1) 選考日時
ア 秋試験 令和6年11月13日(水)午前9時から
イ 冬試験 令和7年2月5日(水)午前9時から
- (2) 選考場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場
- 9 出願書類
- (1) 願書(滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場において交付する所定の様式を使用すること。試験場のホームページからもダウンロードできます。)
(2) 履歴書(最近6か月以内に撮影した写真を貼付すること。)
- 10 願書受付期間および受付場所
- (1) 受付期間
ア 秋試験 令和6年10月1日(火)から同年10月25日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は消印有効)
イ 冬試験 令和7年1月7日(火)から同年1月24日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は消印有効)
- (2) 受付場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場
- 11 受験料 無料
- 12 研修生合格者の発表
- (1) 秋試験 令和6年12月上旬、本人宛て郵送により通知します。
(2) 冬試験 令和7年2月下旬、本人宛て郵送により通知します。
- 13 問合せ先 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 〒529-1804 甲賀市信楽町勅旨2200-5 電話 0748-83-8700

県営土地改良事業に係る換地計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営尻無北部地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を令和6年6月18日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年7月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営尻無北部地区換地計画書の写し
2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市農林水産部農村整備課
3 縦覧期間 令和6年7月5日から令和6年8月5日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年8月20日までに審査請求をすることができる。

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和6年7月5日

滋賀県南部環境事務所長 卯田 隆

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
草津市野路東七丁目字砂池2258番5
2 指定する区域の表示 次の図のとおり
3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年7月5日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人竜王町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	蒲生郡竜王町小口4番地1	社会福祉法人竜王町社会福祉協議会 会長 大野稔	蒲生郡竜王町小口4番地1	訪問介護	2571500236	令和6.6.30

滋賀県南部健康福祉事務所告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年7月5日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
トータルサポートいろ葉	野洲市西河原252番地2	株式会社Growup	野洲市西河原252番地2	重度訪問介護	2511300317	令和6.6.30

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第77号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第20条の規定に基づき、船舶の航行を制限する水域を次のとおり指定する。

令和6年7月5日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良 彦

- 目的 2024びわ湖大花火大会における水上交通の安全を確保するため
- 期間 令和6年8月8日(木)午後6時から午後10時まで
- 水域 琵琶湖大橋北側橋りょう北端から近江大橋南側橋りょう南端までの琵琶湖の水域
- 制限事項 航行の用に供する推進機関を有する船舶(警察用船舶、消防艇、救助の用に供する船舶、2024びわ湖大花火大会の運営のため主催者が運行する船舶および海上運送法(昭和24年法律第187号)に基づき事業の許可を受け、または届出をした者がその用に供する船舶を除く。)の航行を禁止する。

